

第4回自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会
議事概要

日 時：平成26年3月20日（木） 10時00分～12時00分

場 所：合同庁舎第2号館16階国際会議室

【運用ルールの緩和】

（1）実施主体の弾力化

- ・ 一般法人法が制定され容易に法人が設立可能となっており、法人格のない者を実施主体として認める必要性があまりないのではないか。
- ・ 限界集落において実施主体となりうる者が企業しかない場合、区分経理をして活動の非営利性を自治体がチェックすることで、要件を満たすこともできるのではないか。
- ・ 事故が起きた場合の損害賠償責任をドライバーだけが負うのではなく、実施主体にも損害賠償請求できる制度的担保が必要。
- ・ バス・タクシー事業が成り立たない地域での輸送である以上、必ずしも法人格を問う必要性はなく、また、運送を継続するためにある程度組織としての体力があれば対応可能ではないか。

（2）旅客の範囲の拡大

- ・ 経済的に交通費を払えない人、自宅からバス停までの距離が遠い人など、障がいはあるが様々な事情を抱えている人のニーズにも対応が必要ではないか。
- ・ 「経済的に困難な者」を運送するという意見は、自家用有償旅客運送が安いという前提に立ったもので、即ち、ボランティアに頼ることで、限定された範囲の人しか救えなくなる点でよくない。本来はバス・タクシー事業者が運送を行うべきであるし、やってもらわないと困る。負担軽減や収支が相償わないのであれば、公的助成も合わせて考えられるべき。困っている人をだれが救済できるかを議論し、できる人が運送を行う、というのがありべき姿と考える。
- ・ 地域住民の移動は自治体の首長の責任という交通政策基本法の理念を踏まえ、旅客の範囲の拡大については、事業者の意見を聞いた上で市町村長が判断することとし、同意までは不要ではないか。また、福祉有償運送について隣接する市町村にまで範囲を広げて事業者の同意を得ることは現実的ではないのではないか。
- ・ 移動困難者の移動手段の確保は自家用有償旅客運送が中心的役割を担っており、利用者と地域の実態を反映するため、事業者の同意は不要ではないか。
- ・ 有償での旅客の運送は、本来は事業許可を受けて行うべきものであり、例外的に自家用

有償運送として認めているものであることから、旅客の範囲にも差があって然るべき。

- ・ 旅客の範囲の拡大のようなバス事業に個別に影響がでるような事案はきちんと事業者と協議して同意を得ることが必要だと考える。
- ・ 旅客の範囲の拡大に際し、バス・タクシー事業者はまさに直接の関係者であり、同意は必要。
- ・ 福祉有償運送の旅客の範囲に障がいをもたない者も含めることについては、運送の種別の線引きが難しくなるのではないか。
- ・ 旅客の範囲の拡大にあたって事業者が同意をしないということは、事業者においてきちんと対応するということであり、移動手段の確保という目的に照らせば、事務局案でよいのではないか。
- ・ 事業者の同意を得ることは、隣接市町村も含めると非常に多くの事業者の同意を得て回ることとなり、現実的でない。例えば、パブリックコメントや公募などの方法で実施する事業者がいるか確認する方法が有効ではないか。
- ・ 事務局案は、事業者と自家用有償旅客運送のすみわけ、地域の移動の問題をどう解決するか、この2つを両立した案になっているのではないか。具体的には、交通政策基本法、地域公共交通活性化再生法、改正タクシー特措法とともに、自治体を中心に住民、事業者等を巻き込む形になっている。
- ・ 都市部であっても移動が困難な方がいるので、「過疎地有償運送」の「過疎地」は「交通空白」にできないか。

【運用方法の改善】

- ・ 運営協議会の位置づけについて、福祉やまちづくりの分野とも連携を図ることが必要である点を明確にしておき、また法定協議会とリンクできることとされている点について評価できる。
- ・ 地域公共交通全体の枠組みとして、自家用有償運送の位置付けも含めて議論できることとするのはよいと思う。特にフィーダー輸送を行っている自家用有償旅客運送の路線をむやみに伸ばすことについては、フィーダーと接続する幹線バスに影響を与える可能性もあり、地域全体に与える影響を踏まえて判断する必要がある。
- ・ ローカルルールについては、地域の実情を踏まえた合意の内容であると思うので、全てが不合理ではないことに留意されたい。
- ・ 運営方法の改善と言っても、コーディネーター役も日本全国でどれだけいるのかわからず、移譲を進めるための施策の強化が必要。
- ・ 地域公共交通会議や法定協議会では座長や自治体を対象とする研修の機会があるが、運営協議会は会長や自治体向けの研修などが全くない。法の目的をきちんと理解してもらうためにもこうした研修の機会が必要。

【その他】

- ・ 事務権限の移譲の意義は、市町村と NPO 等が情報交換しつつ、現場に即した議論ができるようになることであり、市町村が現場と一緒に仕事をするということであることを打ち出した方が良くはないか。
- ・ 自治体の役割を明確化する意味でも、今回の移譲は意味がある。交通政策基本法と地域公共交通活性化再生法の改正法により、交通に関する権限を地域に移譲していく流れの中で、この自家用有償旅客運送の事務権限の移譲も位置付けられる、ということを明確化すべきではないか。
- ・ 単に事務権限を移譲するだけでなく、大きな社会をいかに作っていくか、という目的を明確化してはどうか。すなわち、市民が社会をマネジメントしていくという大きな分権の流れの中で事務権限の移譲が行われているということを示すべき。
- ・ 自家用有償旅客運送の運用ルールや運用方法について、地域のニーズや要望に対応して不断の見直しが行われることが必要であり、国土交通省において継続的にフォローアップを行う。
- ・ 最終とりまとめについては座長一任により取りまとめることで委員了承。

以上